

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第5号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第6条関係） 人事異動用語表		別表（第6条関係） 人事異動用語表	
人事異動の種類	意 味	人事異動の種類	意 味
1～4 略		1～4 略	
5 転 職	職員としての身分を中断することなく同一任命権者の下において、 <u>警察官を警察官以外の職員に、教員を教員以外の職員に</u> 移動させる場合等のように職相互間において職員を移動させる場合をいう。	5 転 職	職員としての身分を中断することなく同一任命権者の下において、 <u>事務吏員を技術吏員に、警察官を事務吏員又は技術吏員に、教員を事務吏員又は技術吏員に</u> 移動させる場合等のように職相互間において職員を移動させる場合をいう。
6～51 略		6～51 略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。